

「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正（案）」に関する意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年11月7日（金曜日）～令和7年12月6日（土曜日）

2 意見募集結果の概要

(1) 意見内容の概要

意見提出件数 9人（9件）

区分	延べ件数
1 改正内容に関する事	3件
2 全般的な事項に関する事	4件
3 その他	2件
合計	9件

(2) 県の考え方の概要

区分	延べ件数
A 反映する（一部含む）	0件
B 既に反映済み	3件
C 今後の参考とする	4件
D 反映しない	2件
合計	9件

3 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理番号	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	とにかく、分かりやすく、安全な表示にしてほしい。また、表示偽装などがなければよい。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	2	表示が横断的ルールに統一されることで、シンプルにわかりやすく、比較しやすく記載されることを願う。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	1	調理冷凍食品の原材料表示があれば、配合割合の%表示は必要ない。	B	いただいた御意見については、既に改正案に反映させていただいております。
4	3	製品に何が使われているかわかりやすくすることが大事だ。アイコン化する等の工夫	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

		が欲しい。		
5	2	国の措置を踏襲しての表示ルール廃止の意味が解らない。なぜこの表示ルールを選択的に廃止するのか県民に説明すべき。	D	本県独自の個別品目ごとの表示ルールは、今なお、意義あるものではありませんが、国際整合性のある食品表示制度に向けた、国による食品表示制度の大幅な見直しが進められる中でこの制度を維持することは、消費者、事業者に混乱を生むことが懸念されることから廃止することとしたものです。
6	1	神奈川県独自の個別表示ルールを削除することが適正であるとする。	B	いただいた御意見については、既に改正案に反映させていただいております。
7	3	表示ルール変更について認知されていない。マスコミを使いもっと周知が必要。	C	いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	1	改正案に賛成。東京都や国と足並みをそろえることは意味がある。	B	いただいた御意見については、既に改正案に反映させていただいております。
9	2	今回の改正により削除される調理冷凍食品の配合割合は40年間定着してきたもので、これが廃止されると消費者は商品選択の重要な情報を失う。統一表示だけでは商品選択に困るのであり、商品表面の表示も必要だ。食品表示法による統一表示は表示事項も多く、使用方法などと一緒に商品の裏側に表示されている。裏面の表示は商品を手にとる必要があり、衛生面でも問題だ。 生産や流通がグローバル化している現在、確かな品質表示は安心・安全の前提だ。国はコーデックスやEU並みの原材料表示を検討すべきだ。	D	本県独自の個別品目ごとの表示ルールは、今なお、意義あるものではありませんが、国際整合性のある食品表示制度に向けた、国による食品表示制度の大幅見直しが進められる中でこの制度を維持することは、消費者、事業者に混乱を生むことが懸念されることから廃止することとしたものです。 また、国は、食品表示制度の見直しと並行して、デジタルツールを活用した情報提供の検討を進めており、調理冷凍食品に係る業界団体も、この表示ルール廃止後も、消費者が必要とする情報の提供拡大に主導的に取り組むと聞いて

				<p>ています。</p> <p>なお、御提案いただいた御意見のうち、コーデックスやEU並みの原材料表示の検討は国への御意見ですので、県として対応することはできません。</p>
--	--	--	--	---